

## 水戸市市民活動団体の登録に関する規約

### (目的)

第1条 この規約は、市内で活動する市民活動団体に関する情報の収集及び提供等を行うことにより、市民活動団体の育成を支援するとともに、市民活動団体間のネットワークの構築を図るほか、市民の活動への参加を促すことを目的に実施する市民活動団体の登録について必要な事項を定めるものとします。

### (登録要件)

第2条 市民活動団体として登録することができる団体は、主として市内で市民活動（市民又は公益的な団体が自主的・自発的に行う営利を目的としない活動であって、社会貢献性を持つものをいう。）を行う団体で次の要件に該当する団体とします。

- (1) 市内に事務所又は活動場所があること。
- (2) 会則等を有し、組織としての実態があること。
- (3) 適切な会計処理が行われていること。
- (4) 暴力団や暴力団と社会的に非難される関係を持つ団体でないこと。

### (登録の手続)

第3条 登録をしようとする団体は、市民活動団体登録申込書（様式第1号）に、又はいばらき電子申請・届出サービスにより、次に掲げる書類を添付し、市長に提出するものとします。

- (1) 活動内容を示す書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申込書の提出があったときは、その内容を審査し、登録の可否を決定し、水戸市市民活動団体の登録に関する決定通知書（様式第2号）により通知するものとします。

### (登録の有効期間)

第4条 前条の規定により登録の承認を受けた団体（以下「登録団体」という。）の登録の有効期間は、登録の承認を受けた日から5年が経過した日が属する年度末までとします。

2 登録の有効期間満了後、引き続き登録を受けようとする登録団体は、当該有効期間の満了前に、前条に掲げる登録の手続きを行うものとします。

### (登録事項の変更等)

第5条 登録団体は、所在地、Eメールアドレスその他登録事項に変更が生じた場合は、速やかに、登録変更届（様式第3号）を市長に提出するものとします。

### (登録の廃止)

第6条 登録団体は、登録を廃止しようとするときは、登録廃止届（様式第4号）を市長に提出するものとします。

2 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その承諾の有無にかかわらず、登録を廃止することができるものとします。

- (1) 第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 登録事項に関して虚偽の申告をしたとき。
- (3) その他市長が登録に不相当であると判断したとき。

**(市民活動団体への支援等)**

第7条 市長は、次の各号に掲げるもののうち、市民活動団体の希望に応じて必要な支援を行うものとします。

- (1) 市民活動団体名や活動内容等の情報を市が管理及び運営を行う水戸市市民活動情報サイト「こみっと広場」に掲載し、広く市民に周知します。
- (2) 市民、公的機関等からの問合せに対し、前号に掲げる情報を提供します。
- (3) 市等が実施する市民活動の支援に関する事業、イベント等の情報の案内を行います。
- (4) 市民活動団体から申出あった場合、当該団体の主催する行事等の情報を水戸市役所市民協働会議室こみっとルームに掲示します。

**(補則)**

第8条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めます。

付 則

この規約は、令和5年7月19日から施行します。